



平成28年10月31日
(照会先)
厚生年金保険部
徴収企画グループ
グループ長 原口 浩一
参事役 田中 智秀
(電話直通 03-6892-0766)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

熊本県における厚生年金保険料等に関する納付期限 を指定する件について(熊本地震関係)

厚生年金保険料等の納付期限の指定

熊本地震により災害指定区域である熊本県全域の事業主、船舶所有者の皆さまが納付する厚生年金保険料等の納付期限を災害の影響等を考慮し、延長しておりました。

今般、延長されていた納付期限が、厚生労働省告示により定まりましたので、お知らせいたします。

また、災害により厚生年金保険料等の納付が困難なときは納付の猶予の制度もあり、日本年金機構ではこのことを広く周知する取組みを行っているところです。

この取組みにご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○ 厚生労働省告示第384号

(1) 適用される対象地域

別表の通りとなります。

(2) 告示で定める延長後の納付期限

平成28年11月30日

(3) 対象となる保険料

平成28年4月14日から同年11月29日までに納付期限が到来する保険料が対象となります。(平成28年3月分～平成28年9月分保険料)

(4) 毎月月末の納付期限に行っていた厚生年金保険料等の預金口座からの引き落としは、納付期限が延長されている間に行わないこととしていましたが、平成28年10月分保険料(平成28年11月30日納付期限)からは、従来通りご指定の口座から引き落としが再開されます。

○ 厚生労働省告示第385号

(1) 適用される対象地域

別表の通りとなります。

(2) 告示で定める延長後の納付期限

平成28年12月16日

(3) 対象となる保険料

平成28年4月14日から同年12月16日までに納付期限が到来する保険料が対象となります。(平成28年3月分～平成28年10月分保険料)

(4) 当該告示で指定された地域に係る保険料の指定口座からの引き落としは、平成28年11月分保険料(平成29年1月4日納付期限)から再開されます。

○今般指定された納付期限のお支払いが困難な場合は、申請により、納付の猶予等が適用されることもあります。

納付の猶予等の申請の窓口は管轄の年金事務所となります。

※事業主の方へは、毎月お送りする納入告知書に同封する等、延長後の納付期限が確定したこと、口座振替が再開すること及び、納付の猶予等の申請に係ることをお知らせする予定です。

以上

(別表)

厚生労働省 告示	地域
第 3 8 4 号	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町
第 3 8 5 号	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町